

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立三和保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 桐山 由佳	定員（利用人数）： 179名（153名）	
所在地： 愛知県西尾市米野町下野1番地1		
TEL： 0563-52-1169		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和43年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員： 15名
専門職員	（保育士） 29名	（事務員） 1名
	（調理員） 4名	
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 遊戯室、給食室

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し、愛情豊に育み心身ともに健全に育むための基礎づくりをする。

★基本方針

子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、心身の発達を図り、豊かな人間性と生きる力を育む。

④施設・事業所の特徴的な取組

教育目標として「元気いっぱい遊ぶ子ども」「自分から挨拶する子ども」「感性豊かな子ども」の3つを掲げている。その中でも、思いっきり走ることができる芝生の園庭や、園のシンボルであり西尾の名木にも選ばれているすずかけの木やどんぐりの木、たんぽぽやシロツメクサなどの草花、バッタやちょうちょなど、保育園にいながらにして自然を感じることができる良い環境の中で、戸外遊びを十分にし、心身ともに元気で健康な子どもに育ててほしいと思っている。そういった思いから特色ある園づくりにおいてものびのびと体を動かして遊び体力づくりをするとし、今は新型コロナウイルスの感染状況も気になるころなので、職員、子どもともに、病気に負けない心と体づくりをしている。また、保育士は共通の保育観をもち、目標として

1. 子どもの発達を基に元気に遊び体力づくりをする。
2. 命を大切にすする心を育む。
3. 読み聞かせをして絵本に親しむ。
4. 地域・小学校との交流をする。

の4つの活動を積極的に進めている。また、子どもの姿から内面を捉え、自分のクラスの子も達だけでなく園全体で子ども達を見守り、子ども理解に努めながら保護者との信頼関係を大切に、地域とも協力しながら子どもの健全育成に努められるようにしている。今年度、園内研究を通して学ぶ機会を設け、園内研究のテーマを「子どもが楽しめる保育室の環境」～子どもにあった環境を求めて～とし、保育士間で各保育室を順番に観ている。困っていることや改善策を話し合い、PDCAサイクルを心掛け、子ども達の姿を伸ばし、保育士自身も向上心を持つことを大切にしながら、保育の質の向上に少しでも活かせるようにしている。また、未就園児をもたれる保護者の交流の場や、育児相談の場所になるように月に1回子育てサークルを開催し、子どもと保護者がふれあいながら、ゆっくと過ごせる場を提供している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 7月 9日(契約日) ~
	令和 4年 4月27日(評価確定日) 【令和 4年 1月13日・27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成28年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の思いの浸透

幼稚園勤務の長かった園長は、今年度から保育園勤務の第一歩を踏み出した。着任当初は若干の戸惑いがあったが、主査や職員の協力を得て、前園長から引き継いだ「子どもの主体性を育む」保育を推進している。自然豊かな環境の中で心身ともに健康な子どもの育ちを援助しようと、外部講師を招いて子どもの体力づくりにも取り組んでいる。その方針を理解した職員によって園長の思いに沿った保育が展開され、子どもの姿を通して保護者の共感を呼んでいる。保育参観等の機会を活用して園長が丁寧に方針等を伝えており、保護者アンケートでは、保護者の4割近くが園の特徴を「のびのび」と回答している。

◆「子どもは地域の力」の意識

園は、27年前に「大河内くん事件」が起きた地域に立地している。「不幸な事件を2度と起こさない」との強い願いを込めて「東明会」が組織され、啓蒙活動に取り組んでいる。そのため地域全体に「子どもは地域の力、地域が子どもを育てる」との意識が強く、地域内にある3保育園の園長が「東明会」のメンバーとして活動している。園長が会合に出席するだけでなく、「東明会」主催の「ふれあいコンサート」では、園の子どもが楽器演奏を披露して啓蒙活動に一役買っている。地域から園への支援もあり、通称「花のおばあちゃん」は園内のすべての花壇やプランターの管理を引き受け、入園式の頃には一面に花が開く。芋畑の作業には、元園児の保護者の手助けがある。

◆災害時の安全確保

「避難訓練年間計画」に沿って訓練を行っている。今年度は、避難訓練の計画にはない水害についての避難訓練を行った。訓練後に職員による振り返りを行い、改善策として、給食室にまとめて保管している非常食のうち、飲料水を遊戯室に移動させることとした。また、災害時に園周辺の道路を一方通行で避難できるよう、近隣住民の協力を得る取組みを始めている。

◇改善を求められる点

◆苦情解決体制の公表

苦情を受け付けた際には、「意見対応マニュアル」のフローに従って解決を図り、解決後に苦情の申立人に状況を報告し、その内容を「園だより」で公表している。しかし、「重要事項説明書」やホームページ、リーフレット等に第三者委員の明示がない。苦情やクレームは、園や市・保育課だけでなく、第三者委員やその他の受付機関（県社会福祉協議会運営適正化委員会、国保連等）に申し立てることができる。そのことを明記した上で、第三者委員の氏名や連絡先（住所、電話番号）を公表することが求められる。

◆「ヒヤリハットマップ」の活用

「事故及びヒヤリハット報告書」があり、ヒヤリハットの事例について夕礼で報告している。検討を行った結果を、職員室内の見やすい位置に「ヒヤリハットマップ」として掲示し、職員間で共有ができています。現在は室内のみとなっている「ヒヤリハットマップ」を、園内・全体版や園外・周辺版の「ヒヤリハットマップ」へと進展させることが望まれる。園内・全体版では園庭や遊具の危険箇所が明確となり、園外・周辺版では散歩や園外学習時の安全性が担保される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受審し、保育サービスの質について専門的かつ客観的立場から評価をいただき、本園の課題が明確になりました。改善点では、苦情解決体制の公表やマニュアルの見直し、また自己評価を園全体としての保育の質の向上につなげていく大切さなどを教えて頂きました。評価の高い点については今後さらに邁進し、また改善を求められた点については十分に検討を行った上で、保育サービスの質の向上に努め、より良い園を目指し努力していきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
＜コメント＞ 前園長が取り組んできた「子どもの主体性を育む」保育を継承し、自然豊かな環境の中で心身ともに健康な子どもの育ちを援助している。それらを保護者に丁寧に説明し、保護者アンケートの「理念の保護者周知」は、92%の高率を示した。園庭では、寒風の中でも元気に走り回る子どもの姿があり、保護者アンケートの自由記述欄には「のびのび」の言葉が30回近く現れる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
＜コメント＞ コロナ下ではあるが、市の園長会が対面で毎月開催されている。園運営に関する主要な情報の多くはこの園長会で伝えられ、コロナ対応や行事の実施方法等、園長同士の意見交換も園運営に役立っている。東明会をはじめ地域の各種会合に園長が積極的に参加し、地域の状況を的確に捉えている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
＜コメント＞ 保育の内容、保護者対応、地域交流等等々が好循環で回っている。課題として捉えているのは、「職員配置の適正化」である。早期保育や長時間保育を担当する職員の不足から、通常時間帯に勤務する会計年度任用職員が契約時間を延長して対応している。職員の疲弊感もみられることから、園長会や運営懇談会等を通して窮状を訴えてはいるが、具体的な解決策を見出すには至っていない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
＜コメント＞ 園の中・長期ビジョンを示す「事業計画（令和2年度～4年度）」が策定されている。「保育・施設計画」、「人材育成」、「子育て支援」、「地域との交流」の4項目について各年度の主要な取り組みを示し、実施回数等の目標数値を可能な範囲で記載している。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
＜コメント＞ 「令和3年度保育園指導計画」があり、その中に各種の計画（長時間指導計画、行事計画、避難訓練計画、保健衛生計画、食事・食育計画）等々を盛り込んでいる。その中に重点的に取り組む課題や項目の記載はないが、別途「令和3年度特色ある園づくりの計画」を作成し、そこに重点的な取り組みを記載している。取り組みごとに、数値目標や具体的な到達点を設定することが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 毎週開催されている職員会議を活用し、事業計画の作成や見直しを行っている。事業計画の討議に関わらず、事前に議題を提示してあることから、効率的な会議運営が行われている。幼稚園勤務が長かった園長は保育園勤務1年目であるが、当園在職3年目の主査が精力的に補佐している。園長、主査、職員の関係も良く、様々な職員意見が園長にまで伝わる環境である。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 行事計画に留まらず、園長が園の方針や活動を保護者に詳細に伝えている。書面としては機関誌的な役割を持つ「すずかけ」（「園だより」とは別）を毎月発行しており、園長の方針や園の活動が詳しく記載されている。保育参観を分散して行い、園長が少人数の保護者に丁寧な説明を行った。保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は、72%の肯定率である。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 市の方針に沿って、定期的に第三者評価を受審している。自己評価としては、市が主導する「成果評価シート」と「能力・取組姿勢評価シート」を使った評価制度があり、職員が毎年実施している。両シートともに職員個々の資質向上への取組みに活用されているが、それらの結果分析から園全体の保育の質の向上を目指す取組みへのつながりが見られない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 園長と主査を中心に、スピード感をもって様々な改善を行ってきた。最大課題である「職員配置の適正化」とともに、「人材育成と離職防止」も課題として認識している。それらは多分に市行政による制度的な改善・改革を必要とするが、園独自で取り組める部分を抽出し、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、方法（何を？）を明確にして取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の役割と責任が「運営規程」や「保育園職員のあり方」等に示され、「園の組織・運営機構」によって権限の及ぶ範囲が明確化されている。園長不在時の有事に際しての権限委任先は、「運営規程」の記述から主査がその任に当たることが読み取れる。園長は、毎月発行される機関紙「すずかけ」や「園だより」を所信表明の機会として活用している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長のコンプライアンス意識は高く、職員への意識付けにも取り組んでいる。園長会で、労務局の子ども向け「人権擁護教室」の紹介があり、直ちに受講を表明して園での開催を決めた。人権擁護委員3名を講師に迎え、年長児と職員（園長、主査、担任）が分かりやすい「人権擁護」を学んだ。その内容は、職員会議を使って全職員に伝播される。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> コロナ初年度ともいえる令和2年度は、多くの園行事が中止に追い込まれ、子どもや保護者の期待に応えることができなかった。その反省を受け、今年度は園行事を可能な限り中止とはせず、規模縮小や代替策を講じて対応している。職員の意見をいれて計画を練り、実施後の保護者アンケートでは保護者から賛辞が寄せられている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ① ・ c	
<コメント> 市によるICT化が進められており、7台のパソコンが新たに装備された。パソコンの台数が倍増したことにより、職員の「パソコン待ち」の時間が減少し、時間のロスが解消された。業務改善に大きな効果が期待される「登降園管理」や「職員の勤怠管理」は、市による他園での試行が行われており、早期のシステム導入が期待される。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<コメント> 採用権や配属権が市に属することから、園としての採用計画や人員計画は作成されていない。園としては離職防止の定着対策を講じ、職員の不足が生じた場合に運営懇談会等を通じて市に配属を要請している。市は脱ピラミッド型の分散型リーダー育成方針を打ち出しているが、具体的な育成の仕組みは未構築である。取組みが始まった離職防止研修の成果に期待したい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ① ・ c	
<コメント> 市が従来の年功序列のキャリアパスからの脱却を目指して分散型リーダー育成方針を打ち出し、仕組みづくりのために園長会でも意見集約が行われている。「能力・取組姿勢評価シート」を使った人事考課や「成果評価シート」を使っての目標管理制度が導入されている。キャリアパスと人事考課、目標管理制度の3要素が相互に連動した総合的な人事システムの構築が待たれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>異動で職員の入れ替わりはあるが、直近2年間で離職者はなく、職員雇用は安定している。ストレスチェックの結果も、園としては良好であった。職員の意見や不満に対しては、園長や主査が親身に受け止めて素早く対応しており、その責任感のある行動が職員の信頼感に繋がっている。有給休暇の取得を奨励し、時間外労働の削減にも取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>キャリアパスとの連動はないものの、「能力・取組姿勢評価シート」の評価結果から職員個々の課題を抽出し、「成果評価シート」を使った目標管理に繋げている。職員個々の課題（目標）には数値目標を設定し、可能であれば園の目標（「令和3年度特色ある園づくりの計画」で取り上げた活動。今年度は数値目標の設定なし）とリンクさせることが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が計画した研修が事前に示され、受講予定者の氏名を記載した「令和3年度保育者研修参加者名簿」が作成されている。コロナ禍によって中止や延期の措置が取られたものもあるが、昨年度と比較すれば開催頻度は高い。研修受講後には所感を市に提出しており、研修内容を職員会議で発表したり資料を回覧したりして職員間での情報共有を図っている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和3年度保育者研修参加者名簿」によって、職員個々の研修参加が明確になっている。新人職員に対しては、市から新人職員育成担当者が年間3回園を訪れ、計画性を持った指導を行っている。しかし、長時間保育への対応によって職員の勤務シフトに余裕がなく、園内でのOJTの機会が減少している。「所感」の検証（研修効果の確認）にも課題を残す。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、万全の感染防止対策を講じて保育実習生1名を受け入れた。実習受入れは市が作成した「保育実習要領」に沿って行われており、実習終了時の反省会では、園長はじめ関与した職員が、実習受入れの意義・目的に沿った成果を評価している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページとリーフレットに同一の情報を載せ、公立園として可能な範囲で運営の透明性を担保している。苦情を受け付けた際には、「意見対応マニュアル」のフローに従って解決を図り、解決後にその内容を「園だより」で公表している。「重要事項説明書」やホームページ、リーフレット等に第三者委員の明示がなく、追記することが望ましい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の事務や経理、契約、取引、購買等の業務は、市の定めたルールに従って執行されている。園における現金の取扱いはほとんどなく、土曜保育時の給食費の收受程度（月に一度保護者から徴収）である。市が作成した請求一覧表に従って保護者から現金を徴収し、対象者全員から集金した後に市に振込送金している。園での保管は、鍵の掛かる保管庫で管理している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 27年前に「大河内くん事件」が起きた地域であり、再発防止を目的に組織された「東明会」の活動が継続されている。そのため地域全体に「子どもは地域之力、地域が子どもを育てる」との意識が強く、地域内にある3保育園の園長が「東明会」のメンバーとして活動している。年間4回、地域に向けて「いきいき通信」を発行し、園の活動を地域に発信している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> コロナ禍によって中学生の福祉体験学習は中断しているが、継続しているものもある。花のおばあちゃん（通称）が花壇やプランターの管理を一手に引き受け、入園式の頃には一斉に花を咲かせる。芋畑での作業は、元園児の保護者が手助けしてくれる。体験学習の受入れを対象としたマニュアルがあるが、その他のボランティアにも対応するマニュアルの整備を期待したい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> マニュアル集の中に、「関係機関との連携」として社会資源のリストを掲載している。行政機関や市内の全保育園、医療機関、教育機関等の電話番号を載せ、何時でも連携が取れる体制となっている。地域ぐるみで子どもの健全な育ちを見守る「東明会」の活動があり、児童相談所が関与する事案はほとんどない。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 毎週土曜日に園庭開放を行い、来園した未就園児親子に子育て支援サークルへの参加を呼び掛けている。毎月1回の子育て支援サークルには10組程度の親子の参加があり、様々なイベントを企画し子育て相談にも乗っている。そこでの相談内容から、地域の子育てニーズを拾っている。園長が「東明会」や地域の各種会合に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 「不幸な事件（大河内くん事件）を2度と起こさない」との地域の強い願いがあり、「東明会」の啓蒙活動である「ふれあいコンサート」には園の子どもが楽器演奏に登場する。園庭開放や子育て支援サークルを実施し、子育て相談を受けている。父母の会が中心となって資源回収を行い、その収益で園の保育教材（エプロンシアター、絵本等）を購入している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する保育については、保育理念、保育方針に示されており、保護者には入園の際に「重要事項説明書」の中で説明を行っている。また、パート職員を含めた全職員に「保育園職員としてのあり方」が配付され、年度初めの職員会議で読み合わせを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>身体測定やおむつの交換、着替えなどは外部や周囲に見えにくいよう配慮をしている。保護者が撮影する動画については、行事ごとに園長、主査が声を掛けて、外部に発信しないようお願いをしている。園から発信する場合の同意だけではなく、保護者側が発信する内容についても同様の工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページの他、見学者や毎週土曜日に開催する園庭開放時、7月から再開した子育て支援サークルの利用者にはリーフレットで情報を提供している。また、地域の回覧板を利用し、園からのお知らせとして地域にも情報を発信している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度は、コロナへの感染予防として入園の申し込みは、市のホームページから電子申請で行われた。入園が決定した保護者には、入園時に「重要事項説明書」を用いて説明を行っている。今年度は、外国籍等の、説明に配慮が必要な保護者はいないが、必要な保護者がいる場合は市に通訳者の派遣を依頼したり、通訳機を用いたりして対応ができるようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>市で定められた「サービスの継続性マニュアル」があり、市内の転園の場合はマニュアルに沿って必要な書類を転園先に送付している。卒園児については口頭だけに留まっている。卒園後の相談にも対応することができることを、案内文書等で知らせることが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度は、コロナ禍による行事の中止や変更があったが、その中で行うことのできた保育参観や運動会などではアンケートを行い、集計した結果を「園だより」で保護者にフィードバックしている。また、次年度への改善に向けて職員間で話し合いを行ったり、父母の会で検討を行ったりしている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決のマニュアルがあり、保護者には入園説明会で「重要事項説明書」を用いて、苦情の受け付けについて説明を行っている。今年度は2件の苦情があったが、保護者にはそのままの内容を伝えるのではなく、改善策として「園だより」で知らせている。課題としては、「重要事項説明書」やホームページ、リーフレット等に第三者委員の記載がないことである。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>登園時に園長が園庭に立ち、保護者に声掛けをして話しやすい雰囲気を作っている。0歳、1歳、2歳児の乳児クラスは、毎日記入する連絡帳を用いて相談や意見を述べる機会がある。幼児クラスは今年度から連絡帳を使用していないため、送迎時の口頭による会話のみになっている。長時間を利用する保護者に対してどのように対応をするのか、検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者から相談や意見があった場合には、その場で対応することを基本としている。即座に応えられない相談や意見については、改めて相談の時間を設けたり、保護者のプライバシーを考慮し、適切な相談場所を設定している。また、相談内容は「意見、苦情受付書」に記入をしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「事故及びヒヤリハット報告書」があり、ヒヤリハットの事例についてタレで報告している。検討を行った結果を、職員室内の見やすい位置に「ヒヤリハットマップ」として掲示し、職員間で共有ができています。現在は室内のみとなっている「ヒヤリハットマップ」を、園内全体版や園外周辺版の「ヒヤリハットマップ」へと進展させることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナを含めた「感染症対応マニュアル」がある。保護者対応として、園内で感染症が発生した場合は、保護者に見やすい場所にある掲示板に掲示を行っている。乳児クラスの玩具については、午睡時や保育終了時に滅菌器を使用して感染予防を行っている。使用したおむつについては、室外に個別に名前を付けて並べ、保護者が持ち帰るようにし、人との接触を極力避ける工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「避難訓練年間計画」に沿って訓練を行っている。今年度は、避難訓練の計画にはない水害についての避難訓練を行った。訓練を行っての改善策として、給食室にまとめて保管している非常食のうち、飲料水を遊戯室に移動させている。また、災害時は園周辺の道路を一方通行で避難できるよう、近隣住民の協力を得るようにしている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市で統一されたマニュアルや「保育園運営案」を全職員に配付している。実施方法についての手順書は、それぞれのクラスの見やすい位置に掲示をし、どの職員が入っても同じ援助ができるようにしている。緊急を要する実施方法の変更があった場合は、回覧で職員への周知を図っている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しについては、職員会議で検討を行い、年度末に見直しを行っている。乳児クラスには発達に合わせた標準的な実施方法についてのマニュアルがあり、いつでも見ることができるように保育室に置かれている。職員室で保管されているマニュアル以外のものも、他のマニュアルと同様に定期的に見直しを行うことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 入園に際して、市で統一された様式を用いてアセスメントを行っている。「健康の記録」や「入所までの生活状況」などを用いて面接を行い、面接時に既往歴やアレルギーの有無などを確認している。3歳未満児については入園後に担任が個別懇談を行い、個別の指導計画を作成している。3歳以上の幼児に関しても、個別指導計画を作成することが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「月週案指導計画」は、各年齢の担任で話し合いを行って作成している。1週間ごとに振り返りを行い、月の評価・反省を行っている。振り返りや評価・反省を踏まえて、園長と主査、リーダーの三者で月に2回、会議を行い、次の計画に繋げている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「月週案指導計画」や「個別指導計画」、「保育の記録」などに保育の実施状況が記録されている。子どもの様子や、すべての職員に周知しておいたほうがよい情報に関しては、夕礼で報告している。また、参加できなかった職員については、会議録で確認ができるようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「個人情報保護規程」があり、保護者には入園の際に個人情報の取扱いについて知らせている。職員全員が、守秘義務に関する「誓約書」を提出している。また、子どもに関する記録は鍵のかかる書庫に保管し、市とネットワークで繋がっている情報については、使用できるパソコンを限定し、アクセスできる職員が限定されている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、市で統一されている中ではあるが、「園内研究」や「特色のある保育」、「地域との交流」など、園独自の計画を取り入れて編成している。年度末に見直しが行われ、新年度に担任が決定した時点で、もう一度見直しを行っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>季節に合わせて、エアコンや暖房器具を使用して過ごしやすい環境にしている。乳児クラスは畳やクッション材を使用し、くつろげる場、活動する場とコーナーを分けている。幼児クラスでは、活動に合わせて机の配置を変えている。また、玩具は滅菌器を使用して衛生管理を行っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、子ども一人ひとりの発達に合わせた言葉掛けを心がけている。子どもの様子をタレで報告し、引継ぎファイルを用いて職員との共有を図っている。また、2歳から絵カードを使用したり、障害のある子どもには、巡回指導から指示の仕方を学んだりして、子どもが理解しやすいようにしている。子どもの状態を把握し、画一的な保育にならないよう工夫している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>トイレや手洗い場には、子どもが理解しやすいようにイラストを用いて手順を示し、うがいの際には目線が上を向くように、また口に含んだ水を出す位置が理解できるようにしている。3歳児クラスでは、スモックの畳み方のイラストを用意したり、シューズのかかと部分に紐でループを作り、履きやすいように工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>今年度の園内研究は、「子どもが楽しめる保育室の環境構成」をテーマにしている。それぞれの保育室には、年齢に合わせたコーナーを用意し、好きな遊びが楽しめるようにしている。また、年長児が行った「郵便ごっこ」を見ていた年中児の中で、自分もやってみたい子どもがはがきに消印を押すなど、異年齢での関わりが持てている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児3名と1歳児10名は同じ保育室で保育が行われている。0歳児は歩行が不安定であったり、床に座って遊んだりすることが多いため、床にクッション性のある敷物を敷き、さらに木の床と敷物との段差が少なくなるようにテープで止め、段差が少なくなるように工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児と同様に、クラス運営案から個別の指導計画を作成している。1歳児では発達に大きな差があるため、活動によってはパーティションで仕切り、安全に配慮してそれぞれの活動を行っている。自我が芽生え、自分からやってみようとする子どもには、最低限の支援に留め、必要以上の手出しをしないように見守っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ下、地域との交流や園外に出ることが少なくなった。園内での活動として、年長児は園庭の整備のために運び込まれた土を使って泥だんごを作り、保育室の前に並べている。年中児は道具を使い、毛糸を材料とした制作を楽しんでいる。また、5歳児クラスの奥にある教材室には、子どもがイメージしたものを制作できるように廃材が用意されている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもに関してのケース検討会議があり、園長、主査、担任と臨床心理士や関係機関が参加して行われている。ケース検討会議の結果を、個別の指導計画に反映させている。また、園内で障害児研修を実施しているが、参加できなかった職員については資料を回覧して周知を図っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育を希望する保護者が多いため、時間の経過とともに各クラスでの保育から、順次異年齢保育に移行していく。幼児クラス、乳児クラスに「長時間保育記録簿」があり、保育の内容を記録している。また、担任から保護者に伝えたいことがある場合には、「引継ぎファイル」を用いて連絡漏れを防いでいる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 隣接する小学校とは日頃から交流があり、これまでは子どもが校庭を散歩したり、運動会の予行演習を見に行ったりして、小学校の雰囲気味わう機会があった。コロナ禍によって、今年度はそれらの機会がほとんどなくなった。それを補完するため、小学校から教師の訪問があり、小学校生活の話や給食で使用している食器を見せる等、小学校生活に期待が持てる機会とした。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 登園前の家庭での検温と登園時の検温と、2度のチェックを行っている。身体測定の際には、「肥満やせ統計」を調べるための表計算があり、それを入力して肥満度を計測している。「保健安全だより」は、毎月の発行である。給食やトイレ使用時など、場面によって手洗いに使用するタオル、ハンカチを使い分けている。トイレ使用時のハンカチが1枚である点が、検討課題である。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 年間計画に沿って、年2回の健康診断と年1回の歯科健診を行っている。健診の結果は医師から指摘された場合のみ保護者に知らせ、個人の記録に残している。以前は給食の後に歯磨きを行っていたが、コロナ感染防止の観点から現在は中止している。今年度の歯科健診の結果、治療を必要とする子どもはいなかった。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 入園時のアセスメントで、アレルギーの有無を確認している。毎月アレルギー担当の調理員を含めて園長、主査、担任が話し合い、個別の献立表を作成して保護者が確認している。トレーや食器の色を変え、誤食の防止に努めている。現在重篤な症状が出る子どもがいないため、エピペンの使用方法については冊子の配付に留めている。万一来備え、エピペンの実技研修が望まれる。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 「食事・食育年間計画」があり、園内で季節の野菜を育てている。さつま芋については、4歳児と5歳児が苗の植付けや芋掘りを行い、収穫したものをすべての子どもが家庭に持ち帰っている。また、誕生会の日にはメニューを入れ替え、手作りのおやつを提供している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ② ・ c
<コメント> 市の栄養士が作成した献立表を用いて、自園で調理を行っている。給食やおやつについては、毎日各クラスで喫食状況を記録し、月に1回の給食会議で検討を行っている。現在、給食やおよつサンプルを展示していない。食に関して家庭との連携を図るためにも、サンプル展示の代替案の検討が望まれる。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 時間は限られるが、登降園時の保護者と職員との会話で情報共有が図られ、0～2歳児の乳児クラスは毎日記入する連絡帳を用いてコミュニケーションを図っている。懇談会では、園での様子や家庭での様子を伝えあい、懇談内容は「保育の記録」の中に残している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 「園だより」や「保健だより」の他、命の大切さを知らせたり、「地域で見守り、育てて行こう」を目標として、3ヶ月に1度「いきいき通信」を発行している。保護者から相談があった場合には、保護者の都合のつく時間で対応している。また、相談内容によって園だけでは対応できない場合には、地域の関係機関を紹介している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 家庭での虐待が疑われる場合には、マニュアルに沿って対応している。園長会で話し合ったり、市・家庭児童支援課や児童相談所と連携できる体制を整えている。毎年度末には、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使い、職員自らが振り返りを行うとともに、職員間の共通理解を図っている。現在、虐待が疑われる事例はないが、マニュアルに沿った研修を行うことを期待したい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> それぞれの指導計画の評価・反省の他、「成果評価シート」を用いて目標設定を行ったり、「能力取組姿勢評価シート」を用いて自己評価を行っている。自己評価後に、正規職員は主査が、会計年度任用職員については園長が面談を行っている。自己評価から職員個々の課題を抽出するに留めず、自己評価の結果を集計・分析し、園全体の課題を明確化することが望ましい。		